

2025年大阪・関西万博出展を契機とした地域魅力創出補助金申請要領

I 目的

この要領は、2025年大阪・関西万博出展を契機とした地域魅力創出補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、補助金交付に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものです。

II 補助事業の内容

1. 補助対象者

(1)要綱第3に定める補助対象者は、下記のいずれかに該当するものとします。

- ・関西パビリオン内（和歌山ゾーン、(仮称)多目的エリア）での出展・出演者
- ・和歌山 DAY 開催に係る EXPO ホール、EXPO アリーナでの出演者
- ・和歌山 WEEK 開催に係る EXPO メッセでの出展・出演者
- ・その他、和歌山県が管理運営に関わる出展・出演者

(2)民間業者、団体については、次の要件のすべてに該当するものとします。

- ・代表者が明らかになっていること。
- ・団体固有の預金通帳を有すること、その他団体の財産管理が明確になっていること。
- ・政治活動を主たる目的としていないこと。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2. 補助対象事業

下記①②のいずれにも該当し、万博会場での出展に向けた地域資源の発掘、磨き上げ又は情報発信を行うものとします。

① 万博のテーマや開催目的に沿ったもの

テーマ：いのち輝く未来社会のデザイン

開催目的：日本の国家戦略 Society5.0 の実現、持続可能な開発目標(SDGs)への貢献

② 和歌山県の認知度向上、観光誘客促進又はビジネス機会の創出を目的とするもの

3. 補助事業期間

交付決定日～令和7年2月28日

※期間最終日までに事業を実施の上、支払先への支払まで完了すること。

4. 補助対象経費

要綱別表第2に定めるとおりとする。

5. 補助金の額

補助対象経費の1/2以内（ただし、上限150万円）

※補助事業期間内に事業を実施し、経費支払先に支払いが完了した経費のみ対象とする。

※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

Ⅲ 交付申請手続き

1. 受付期間

令和6年6月28日（金）～ 令和6年8月30日（金）17時まで

2. 申請方法

メール（メールでの提出が難しい場合はご相談ください。）

3. 申請先

出展区分等により申請先が異なるため、別表を参照してください。

4. 申請手続・提出書類

(1)提出書類

和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）第4条に規定する補助金等交付申請書に下記書類を添付し、提出してください。

- ・事業計画書（要綱別記第1号様式）
- ・収支予算書（要綱別記第2号様式）
- ・申請者概要書（要綱別記第3号様式）
- ・役員等名簿（要綱別記第4号様式）
- ・その他知事が必要と認める書類

(2)交付決定

申請された書類を審査の上、交付決定を行います。

※交付決定通知後の増額変更は認めません。

※提出された書類について電話等で問い合わせる場合があります。

※審査に基づき、補助対象外となる場合があります。

※予算に限りがあり、申請を受付できない場合があります。

(3)事業の実施

交付申請時に提出した「事業計画書」に記載の「事業実施（予定）期間」内に事業を完了（支払まで完了）してください。

※経費の支払先への支払まで完了しない場合、事業完了していないものとします。

※補助対象事業の内容の変更が必要な場合は、事業変更承認申請書（要綱別記第5号様式）及び変更後の要綱第4に掲げる書類を提出してください。

※補助対象事業の中止又は廃止の場合にあっては事業中止（廃止）承認申請書（要綱別記第6号様式）を提出してください。

(4)実績報告

事業完了後、規則第13条に規定する実績報告書に下記書類を添付し、提出してください。提出先は交付申請時の申請先に提出をお願いします。

- ・事業報告書（別記第7号様式）
- ・収支決算書（別記第2号様式）
- ・前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

※実績報告書は、原則、事業完了後30日以内に提出してください。

※最終受付日は、令和7年2月28日（金）とし、それ以降の提出となった場合は、原則、補助

金の交付は行いません。

※提出された内容について、電話等で問い合わせる場合があります。

(5)補助金の額の確定

提出された実績報告書に基づき、額の確定を行います。

(6)補助金請求

規則第 16 条に規定する交付請求書を提出してください。提出先は交付申請時の申請先とします。

※額の確定通知後、速やかに提出すること。

※請求額は、額の確定通知書に記載された金額とします。

※振込先口座は、申請者名義のものとしてください。

(7)補助金の支払

申請者概要書（要綱別記第 3 号様式）に記載された口座に支払うものとします。

IV 留意事項

1. やむを得ず事業を取りやめる場合、速やかに事業中止（廃止）申請書（要綱別記第 6 号様式）を提出してください。
2. 本事業の収支に関する帳簿、領収書などの関係書類は整理の上、令和 12 年 3 月 31 日（日）まで保管してください。
3. 補助金の支払い後、提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合、規則に基づき、補助金を返還してください。
4. 補助金による効果を追跡するため、後日、県から連絡をする場合があります。

別表 申請先

振興局名	連絡先（地域づくり部 地域づくり課）	備考
海草振興局	電 話：073-441-3375 メール：e1301141@pref.wakayama.lg.jp	和歌山市、海南市、紀美野町
那賀振興局	電 話：0736-61-0012 メール：e1302201@pref.wakayama.lg.jp	紀の川市、岩出市
伊都振興局	電 話：0736-33-4915 メール：e1303201@pref.wakayama.lg.jp	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
有田振興局	電 話：0737-64-1286 メール：e1304201@pref.wakayama.lg.jp	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
日高振興局	電 話：0738-24-2911 メール：e1305201@pref.wakayama.lg.jp	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町
西牟婁振興局	電 話：0739-26-7910 メール：e1306201@pref.wakayama.lg.jp	田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町
東牟婁振興局	電 話：0735-21-9604 メール：e1307201@pref.wakayama.lg.jp	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

※振興局の管轄を超える事業等については、万博推進課にお問い合わせください。

（電話：073-441-2703、メール：e0003001@pref.wakayama.lg.jp）